

ご説明資料

令和5年10月

事業計画について

事業計画の趣旨

【カジノ事業の収益活用のチェック機能】

○ 事業計画は、**カジノ収益を必要なIR施設の投資に回せるよう年度ごとにチェックする仕組み**として位置付けられており、条文上も、「**カジノ事業の収益を活用して設置運営事業等を円滑かつ確実にを行うため**」に毎事業年度の開始前に提出する計画とされている（IR整備法16条）。

【事業基本計画と事業計画との関係】

○ 事業計画は、「**事業基本計画^{※1}に基づき、国土交通省令で定めるところ^{※2}により、当該事業年度における特定複合観光施設の維持管理、設備投資その他の事業活動に関する計画**」と定められている（IR整備法第16条）。

すなわち、**事業計画とは、事業基本計画に基づいて、毎年度の事業活動を記載するもの**である。

※1 事業基本計画：特定複合観光施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する事項その他の設置運営事業等の基本となる事項に関する計画（IR整備法第9条第4項）
（告示第4条で計画に含めるべき内容を定義され、実務上は区域整備計画に内包される）

※2 国土交通省令の定めるところ：事業計画の届出をしようとする認定設置運営事業者等は、**事業基本計画に定めた事項に関し、当該事業計画に係る事業年度において実施すべき事項を記載した事業計画を国土交通大臣に提出しなければならない**（区域整備計画認定省令第12条第1項）



事業計画の記載事項

- 事業計画には、
- ①事業基本計画に基づいて
 - ②カジノ事業の収益を活用して実施する設置運営事業等に関連している
 - ③当該事業年度における
 - ④事業活動
- を記載する必要がある。

事業計画に記載することが想定される項目

【補足】

○法令上、事業計画を策定する目的は「カジノ事業の収益を活用して設置運営事業等を円滑かつ確実にを行うため」とされており、当該収益の活用が生じない状況においては、収益を活用した具体的な取組としての項目（Ⅲ・Ⅳ）についてはその記載は任意である。

（また、例えばⅠ.1にてIR事業の工程を記載する場合においても、当該年度の事業工程の概要に言及しつつ、「本年度中の営業の開始は予定しておらず、カジノ事業の収益を活用した事業は想定されない。」と記載することが想定される。）

○なお、記載に当たってはIR整備法第9条第13項に基づき付す条件について留意することが必要である。

Ⅰ. 本年度におけるIR事業の概要・工程	
1	本年度におけるIR事業の概要
2	本年度におけるIR事業の工程
Ⅱ. 収支計画・資金計画	
1	収支計画及び資金計画（財務悪化時の対応を含む）
Ⅲ. カジノ事業の収益の活用	
1	IR施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額
2	カジノ事業の収益等を活用したIR事業の事業内容の向上
3	都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力
4	収支計画及び資金計画との整合性
Ⅳ. 設置運営事業等の円滑かつ着実な実施（Ⅲの取組及び事業基本計画を踏まえ記載）	
1	IR施設（カジノ施設を含む）の設置及び運営の方針、実施体制及び実施方法
2	カジノ施設の設置・運営に伴う有害な影響の排除
3	その他附帯事業等への対応

と

特定複合観光施設の維持管理、設備投資その他の
事業活動に関する計画（事業計画）作成の手引き

令和5年10月版
国土交通省 観光庁

認定設置運営事業者等は、カジノ事業の収益を活用して設置運営事業等を円滑かつ確実に行うため、毎事業年度の開始前に（認定後最初の事業年度は、認定後遅滞なく）、事業基本計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、当該事業年度における特定複合観光施設の維持管理、設備投資その他の事業活動に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣に届け出なければならないとされている（特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。）第16条）。

本手引きは、事業計画の作成を適切に行うことができるよう、事業計画の記載事項について例示的に解説するものであり、必ずしも本手引きに基づく事業計画の作成を要請するものではない旨申し添える。

なお、本手引きは特定複合観光施設（IR整備法第2条第1項に規定する特定複合観光施設をいう。以下「IR施設」という。）の営業の開始前における当面の間の手引きであり、今後、事業の進捗に伴って内容の拡充（場合により変更）があることに留意されたい。

第1. 記載要領

（1）基本的事項

本手引きは、IR整備法第16条、特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令（令和2年国土交通省令第99号）第12条等に基づき、事業計画の目次、添付書類、具体的にどのような記載が求められるのかを例示的に解説しており、適宜参考とされたい。

なお、事業計画は、IR整備法第37条第1項の規定に基づき、毎年度、その実施状況についての国土交通大臣の評価（以下「実施状況評価」という。）を受けることとなることに留意されたい。

（2）記載事項について

- ・事業計画は、長期的な計画である区域整備計画に対して毎年度の事業活動に関する計画であることから、区域整備計画よりも詳細かつ具体的に記載する必要がある。
- ・区域整備計画の具体的記載項目（「特定複合観光施設区域整備計画に係る認定申請の手引き（令和3年7月30日）」）と事業計画の各記載項目との対応関係を各項目の記載要領中にて整理しているため、記載に当たっては、参照の上記載されたい。
- ・記載に当たってはIR整備法第9条第13項に基づき付す条件について留意されたい。
- ・事業計画本体及び添付書類について、頁数の制限は特段ない。

（3）作成上の留意点

- ・平易な文章で具体的かつ明確に記載することが望ましい。なお、具体的かつ明確に記載するために必要な項目等がある場合は、適宜、追加記載することは差し支えない。
- ・分かりやすく説明するための模式図やイラスト等による表現は可能であるが、動画を添付することは適当でないことに留意されたい。
- ・造語、略語、専門用語は、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記載することが望ましい。
- ・IR整備法第16条第3項の規定に基づき、認定設置運営事業者等は、国土交通大臣に届出をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その事業計画を公表しなければならない。そのため、事業計画は全て公表可能な内容で作成することに留意されたい。

第2. 事業計画の目次例

事業計画の目次については、下表の記載を参考とされたい。

なお、当面の間、本手引きにおいて記載要領を掲載するものは、下記Ⅰ及びⅡのみである。今後、事業の進捗に伴って本手引きの内容の拡充（場合により変更）があることに留意されたい。

Ⅰ. 本年度における IR 事業の概要・工程	
1	本年度における IR 事業の概要
2	本年度における IR 事業の工程
Ⅱ. 収支計画・資金計画	
1	収支計画及び資金計画（財務悪化時の対応を含む）
Ⅲ. カジノ事業の収益の活用	
1	IR 施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額
2	カジノ事業の収益等を活用した IR 事業の事業内容の向上
3	都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力
4	収支計画及び資金計画との整合性
Ⅳ. 設置運営事業等の円滑かつ着実な実施（Ⅲの取組及び事業基本計画を踏まえ記載）	
1	IR 施設（カジノ施設を含む）の設置及び運営の方針、実施体制及び実施方法
2	カジノ施設の設置・運営に伴う有害な影響の排除
3	その他附帯事業等への対応

第3. 各項目の記載要領

次ページ以降のとおり。

I. 本年度における IR 事業の概要・工程

1. 本年度における IR 事業の概要

<各項目の補足説明>

- ・MICE 施設のコンテンツの更新、宿泊施設の客室数増加等、当該年度に実施予定のカジノ事業の収益の再投資による IR 事業(IR 整備法第 5 条第 2 項第 3 号に規定する設置運営事業等をいう。以下同じ。) の概要を記載する。
- ・記載する IR 事業についてはハード面、ソフト面を問わない。
- ・事業の実施体制についても記載することが望ましい。
- ・IR 施設の営業の開始前でカジノ事業の収益を活用した再投資等を行う予定がない事業年度の場合は、当該年度の事業工程の概要に言及しつつ、「本年度中の営業の開始は予定しておらず、カジノ事業の収益を活用した事業は想定されない。」と記載することが想定される。

<対応する区域整備計画の具体的記載項目>

要求基準11①

評価基準 1 ④

<関係する添付書類>

- ・特になし

I. 本年度における IR 事業の概要・工程

2. 本年度における IR 事業の工程

<各項目の補足説明>

- ・ IR 施設の営業の開始前でカジノ事業の収益を活用した再投資等を行う予定がない事業年度の場合、IR 事業の工程について、環境影響評価、各種許認可（開発許可、建築確認等）、工事の発注、着手及び完了、IR 施設の営業の開始の予定時期等の事業年度におけるスケジュールを記載する。
- ・ 記載する IR 事業についてはハード面、ソフト面を問わない。
- ・ 自治体側の整備スケジュールがある場合、併せて記載することも妨げない。

<対応する区域整備計画の具体的記載項目>

要求基準 1 ①

評価基準 20 ②

<関係する添付書類>

A. 毎年度、提出が必須な書類

- ・ 事業年度における設置運営事業等の工程表

Ⅱ. 収支計画・資金計画

1. 収支計画及び資金計画

<各項目の補足説明>

- ・ IR 施設の営業の開始前でカジノ事業の収益を活用した再投資等を行う予定がない事業年度の場合、記載に当たっては、Ⅰ. 本年度における IR 事業の概要・工程を踏まえつつ、収支計画の見通し及び資金計画の見通しを記載する。

<対応する区域整備計画の具体的記載項目>

要求基準 4 ②

評価基準 21 ②③

<関係する添付書類>

- ・ 特になし

【参照条文】

○特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）（抄）

（区域整備計画の認定）

第九条 都道府県等は、設置運営事業等を行おうとする民間事業者と共同して、基本方針及び実施方針に即して、特定複合観光施設区域の整備に関する計画（以下「区域整備計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。この場合において、当該民間事業者がまだ設立されていないときは、発起人その他の当該民間事業者を設立しようとする者と区域整備計画を共同して作成し国土交通大臣の認定を申請するものとする。

2 区域整備計画には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 区域整備計画の意義及び目標に関する事項
- 二 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項
- 三 設置運営事業者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 四 特定複合観光施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する事項その他の設置運営事業等の基本となる事項に関する計画（以下この章において「事業基本計画」という。）

五～十 （略）

3～10 （略）

11 国土交通大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その区域整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一・二 （略）

三 事業基本計画が次に掲げる基準に適合するものであること。

- イ カジノ事業の収益が設置運営事業の実施に活用されることにより、設置運営事業者が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものであること。
- ロ 施設供用事業が行われる場合には、設置運営事業者等が設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携により行われると認められるものであること。
- ハ 設置運営事業者等が会社法に規定する会社であつて、専ら設置運営事業（施設供用事業者にあつては、施設供用事業）を行うものとされていること。
- ニ 設置運営事業者が特定複合観光施設を所有するものとされていること（施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者が所有する特定複合観光施設を設置運営事業者が使用するものとされていること）。
- ホ 設置運営事業者等がカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置を講ずると認められるものであること。
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、設置運営事業者等が円滑かつ確実に行われると見込まれること。

四～七 （略）

12～14 （略）

（事業計画）

第十六条 認定設置運営事業者等は、カジノ事業の収益を活用して設置運営事業等を円滑かつ確実にを行うため、毎事業年度の開始前に、事業基本計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、当該事業年度における特定複合観光施設の維持管理、設備投資その他の事業活動に関する計画（以下この条及び第三十七条において「事業計画」という。）を作成し、認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 認定設置運営事業者等の第九条第十一項の認定後最初の事業年度の事業計画については、前項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「第九条第十一項の認定後遅滞なく」とする。

3 認定設置運営事業者等は、第一項の規定による届出をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その事業計画を公表しなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による事業計画の届出があつたときは、速やかに関係行政機関の長に通知しなければならない。

○特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令（令和2年国土交通省令第99号）（抄）

（区域整備計画の内容）

第二条 区域整備計画においては、基本方針及び実施方針に即し、次に掲げる事項その他の国土交通大臣が告示で定める事項を明らかにするものとする。

- 一 特定複合観光施設の名称、所在地及びその概要
- 二 設置運営事業者等の役員の氏名又は名称及び住所
- 三 設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者を含む。第四条第五号において同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所
- 四 特定複合観光施設の床面積の合計
- 五 設置運営事業等の工程

（区域整備計画の添付書類）

第三条 区域整備計画には、次に掲げる書類その他の国土交通大臣が告示で定める書類を添付しなければならない。

- 一 特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類
- 二 特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図

（事業計画の届出）

第十二条 法第十六条第一項前段の規定により事業計画の届出をしようとする認定設置運営事業者等は、事業基本計画に定めた事項に関し、当該事業計画に係る事業年度において実施すべき事項を記載した事業計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の事業計画には、法第十六条第一項の同意を得たことを証する書類その他の国土交通大臣が告示で定める書類を添付しなければならない。

（事業計画の変更の届出）

第十三条 法第十六条第一項後段の規定により事業計画の変更の届出をしようとする認定設置運営事業者等は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 認定設置運営事業者等の名称、住所及び代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更の理由
- 四 変更の年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 変更後の事業計画を記載した書類
- 二 前条第二項に規定する書類のうち変更に係るもの

（事業計画の公表）

第十四条 法第十六条第三項の規定による事業計画の公表は、当該事業計画に係る事業年度の終了の日まで、公衆の見やすい場所に掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

○特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定に必要な事項等を定める告示（国土交通省告示第1563号）

（区域整備計画に定める法第九条第二項第四号に掲げる事項の内容）

第四条 省令第二条の国土交通大臣が告示で定める事項のうち法第九条第二項第四号に掲げる事項に関するものは、次に掲げる事項とする。

- 一 設置運営事業等に関する基本的な事項として次に掲げる事項
 - イ 特定複合観光施設の名称、所在地及びその概要
 - ロ 設置運営事業等の概要（一の設置運営事業者による設置運営事業の一体的かつ継続的な実施の確保に関する事項を含む。）
 - ハ 設置運営事業等の実施に当たり、ユニバーサルデザイン、環境への負荷の低減、多様な文化の尊重及びフェアトレードに関し講ずる措置に関する事項
 - ニ 特定複合観光施設の床面積の合計
 - ホ 特定複合観光施設の外観の特徴に関する事項（特定複合観光施設を構成する施設ごとの外観の特徴に関する事項並びに景観及び環境との調和に関する事項を含む。）
 - ヘ 特定複合観光施設を構成する施設の内部主要部分の特徴に関する事項
 - ト 特定複合観光施設を構成する施設の配置に関する事項
- 二 特定複合観光施設を構成する施設の種類、機能及び規模並びに設置及び運営の方針並びに当該施設ごとの業務の実施体制及び実施方法に関する次に掲げる事項
 - イ 法第二条第一項第一号に掲げる施設に関する次に掲げる事項
 - (1) 種類に関する事項
 - (2) 主として国際会議の用に供する室ごとの機能に関する事項（主な設備に関する事項を含む。）その他当該施設の機能に関する事項
 - (3) 主として国際会議の用に供する室ごとの収容人員及び床面積（主として国際会議の用に供する室のうちその収容人員が最大であるものの収容人員及び床面積を明らかにすること。）、主として国際会議の用に供する全ての室の収容人員及び床面積の合計その他当該施設の規模に関する事項
 - (4) 設置及び運営の方針に関する事項（誘致し、及び開催しようとする国際会議に関する事項並びに飲食物の提供その他の当該施設において提供するサービスに関する事項を含む。）
 - (5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項（次に掲げる事項を含む。）
 - (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項
 - (ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項（委託先の名称及び委託の内容を含む。）
 - (iii) 特定複合観光施設区域の近隣の場所に国際会議場施設又は展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設がある場合には、当該施設を運営する者との適切な役割分担及び連携に関する事項
 - (iv) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項
 - ロ 法第二条第一項第二号に掲げる施設に関する次に掲げる事項
 - (1) 種類に関する事項
 - (2) 主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの機能に関する事項（主な設備に関する事項を含む。）その他当該施設の機能に関する事項
 - (3) 主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの床面積、主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての室の床面積の合計その他当該施設の規模に関する事項
 - (4) 設置及び運営の方針に関する事項（開催しようとする国際的な規模の展示会、見本市その他の催しに関する事項、飲食物の提供その他の当該施設において提供するサービスに関する事項を含む。）
 - (5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項（次に掲げる事項を含む。）
 - (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項
 - (ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項

(委託先の名称及び委託の内容を含む。)

- (iii) 特定複合観光施設区域の近隣の場所に国際会議場施設又は展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設がある場合には、当該施設を運営する者との適切な役割分担及び連携に関する事項
 - (iv) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項
- ハ 法第二条第一項第三号に掲げる施設に関する次に掲げる事項
- (1) 種類に関する事項
 - (2) 施設ごとの機能に関する事項（主な設備に関する事項を含む。）
 - (3) 施設ごとの収容人員及び、又は床面積その他当該施設の規模に関する事項
 - (4) 設置及び運営の方針に関する事項（我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動の内容に関する事項を含む。）
 - (5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項（次に掲げる事項を含む。）
 - (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項
 - (ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項（委託先の名称及び委託の内容を含む。）
 - (iii) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項
- ニ 法第二条第一項第四号に掲げる施設に関する次に掲げる事項
- (1) 種類に関する事項
 - (2) 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号。以下「令」という。）第四条第二号イからニまでに掲げる業務ごとの業務を行う機能に関する事項、対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに待合いの用に供する設備に関する事項その他当該施設の機能に関する事項
 - (3) 対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに待合いの用に供する設備の床面積その他当該施設の規模に関する事項
 - (4) 設置及び運営の方針に関する事項（令第四条第二号イからニまでに掲げる業務ごとの業務の内容に関する事項及び当該業務を行うに当たり用いる外国語に関する事項を含む。）
 - (5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項（次に掲げる事項を含む。）
 - (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項
 - (ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項（委託先の名称及び委託の内容を含む。）
 - (iii) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項
- ホ 法第二条第一項第五号に掲げる施設に関する次に掲げる事項
- (1) 種類に関する事項
 - (2) 客室ごとの機能に関する事項（構造及び主な設備に関する事項を含む。）その他当該施設の機能に関する事項
 - (3) 客室ごとの床面積（客室のうち最小のものの床面積及びスイートルームのうち最小のものの床面積を明らかにすること。）、全ての客室の床面積の合計、客室の総数に占めるスイートルームの割合その他当該施設の規模に関する事項
 - (4) 設置及び運営の方針に関する事項（飲食物の提供その他の当該施設において提供するサービスに関する事項を含む。）
 - (5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項（次に掲げる事項を含む。）
 - (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項
 - (ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項（委託先の名称及び委託の内容を含む。）
 - (iii) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項
- ヘ 法第二条第一項第六号に掲げる施設を設置する場合には、当該施設に関する次に掲げる事項
- (1) 種類に関する事項

- (2) 施設ごとの機能に関する事項（主な設備に関する事項を含む。）
- (3) 施設ごとの収容人員及び、又は床面積その他当該施設の規模に関する事項
- (4) 設置及び運営の方針に関する事項（当該施設において提供するサービスに関する事項を含む。）
- (5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項（次に掲げる事項を含む。）
 - (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項
 - (ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項（委託先の名称及び委託の内容を含む。）
 - (iii) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項
- ト カジノ施設に関する次に掲げる事項
 - (1) 種類に関する事項
 - (2) 機能に関する事項（主な設備に関する事項を含む。）
 - (3) 特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数、当該施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとして法第四十一条第一項第七号のカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計その他当該施設の規模に関する事項
 - (4) 設置及び運営の方針に関する事項
 - (5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項（次に掲げる事項を含む。）
 - (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項
 - (ii) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項
- 三 法第二条第三項第二号に掲げる事業に関する事項
- 四 設置運営事業等の工程（工事の発注、着手及び完了並びに当該特定複合観光施設の営業の開始の予定時期を明らかにすること。）
- 五 特定複合観光施設区域の土地に関する所有権の取得又は借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の取得若しくは設定（第十一条第九号及び第十号において「所有権の取得等」という。）の方法及び予定時期
- 六 特定複合観光施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期（特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には、当該施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期を含む。）
- 七 特定複合観光施設区域が、一の特定複合観光施設を設置する一団の土地の区域として、設置運営事業者等により一体的に管理されるものであることを証する事項
- 八 特定複合観光施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額（第二号イからトまでに掲げる施設ごとの維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額を明らかにすること。）
- 九 収支計画及び資金計画（設置運営事業等を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を含む。）
- 十 財務の状況が悪化した場合における措置に関する事項
- 十一 防災及び減災のための取組、特定複合観光施設区域及び特定複合観光施設に係る安全の確保のための取組、感染症対策その他の健康及び衛生の確保のための取組並びに災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法及び対応に関する体制に関する事項
- 十二 設置運営事業者等に関する次に掲げる事項
 - イ 当該設置運営事業者等の役員の氏名又は名称及び住所
 - ロ 施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者が所有する特定複合観光施設の管理、使用その他の事項に係る当該設置運営事業者と当該施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項
 - ハ 当該設置運営事業者等が会社法（平成十七年法律第八十六号）に規定する会社であって、専ら設置運営事業（施設供用事業者にあつては、施設供用事業）を行うものであることを証する事項
 - ニ 当該設置運営事業者等が行う業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項

- ホ 当該設置運営事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置に関する事項
- ヘ コンプライアンスの確保のために当該設置運営事業者等が実施する取組及び当該取組の実施のために必要な体制に関する事項
- 十三 設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者を含む。以下同じ。）に関する次に掲げる事項
 - イ 当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所
 - ロ 当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額
 - ハ 当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の役割分担及び連携に関する事項
 - ニ 現に行っている事業がある場合には、その事業の概要（設置運営事業者等が行う業務に類似する業務の実績がある場合には、その実績に関する事項を含む。）
 - ホ 当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、財務の状況
 - ヘ 当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が個人であるときは、資産及び負債並びに所得の状況
- 十四 カジノ事業の収益その他設置運営事業等の収益を活用した特定複合観光施設の整備その他設置運営事業等の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力に関する事項
- 十五 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制の整備その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置に関する事項（当該措置の実施に要する費用の見込みに関する事項並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため国及び都道府県等が実施する施策への協力に関する事項を含む。）

（区域整備計画の添付書類）

第十一条 省令第三条の国土交通大臣が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 方位、道路及び目標となる地物並びに特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を表示した付近見取図
- 二 特定複合観光施設の外観を示す図
- 三 特定複合観光施設を構成する施設の外観及び内部主要部分を示す図
- 四 縮尺、方位、特定複合観光施設区域及び特定複合観光施設を構成する施設の配置を表示した配置図
- 五 特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類
- 六 特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図
- 七 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合にあっては、次に掲げる書類
 - イ 委託契約書の写し又はこれに準ずるもの
 - ロ 委託先が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書
- 八 設置運営事業等の工程表（工事の発注、着手及び完了並びに特定複合観光施設の営業の開始の予定時期を明らかにすること。）
- 九 縮尺、方位、特定複合観光施設区域、設置運営事業者（施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者。以下この号から第十一号までにおいて同じ。）が従前から所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利（次号において「所有権等」という。）を有する土地及び設置運営事業者が所有権の取得等をしようとする土地の境界線並びに特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には当該施設の位置を表示した土

地及び既存の施設の配置図

- 十 設置運営事業者が特定複合観光施設区域の土地について所有権等を有するものであることを証する書類その他の設置運営事業者が当該土地に関する所有権の取得等を行うことが可能であることを証する書類
- 十一 特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合における設置運営事業者が当該施設について所有権を有する者であることを証する書類その他の設置運営事業者が特定複合観光施設を所有することが可能であることを証する書類
- 十二 予定貸借対照表
- 十三 予定損益計算書
- 十四 予定キャッシュ・フロー計算書
- 十五 第十二号から前号までに掲げる書類の根拠を記載した書類（資金調達の条件を記載した書類を含む。）
- 十六 資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料
- 十七 都道府県等又は設置運営事業等を行おうとする民間事業者が審査委員会（区域整備計画の認定に係る審査委員会をいう。）の委員に対して不正な働きかけを行っていないことを誓約する書面
- 十八 設置運営事業者等の定款及び当該設置運営事業者等が登記している場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書
- 十九 設置運営事業者等の組織図
- 二十 設置運営事業者等の役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）
- 二十一 設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、定款、登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）及び財務状況を明らかにすることができる書類
- 二十二 設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類
- 二十三 設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者（設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の議決権等の保有者を含む。以下同じ。）に関する次に掲げる事項を記載した書面
 - イ 当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所
 - ロ 当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額
 - ハ 当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者の役割分担及び連携に関する事項
 - ニ 現に行っている事業がある場合には、その事業の概要（設置運営事業者等が行う業務に類似する業務の実績がある場合には、その実績に関する事項を含む。）
- 二十四 設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者が法人等であるときは、定款、登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）及び財務状況を明らかにすることができる書類（第二十一号に掲げるものを除く。）
- 二十五 設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類（第二十二号に掲げるものを除く。）
- 二十六 都道府県等が定める民間事業者との接触のあり方に関するルールその他民間事業者の選定が公平かつ公正に行われたことを明らかにするために参考となるべき事項を記載した書類
- 二十七 実施協定の案
- 二十八 法第九条第五項の協議に関する次に掲げる書類
 - イ 当該協議をしたことを証する書類
 - ロ 当該協議の経過及びその結果を記載した書類

- 二十九 法第九条第六項及び第九項の同意に関する次に掲げる書類
- イ 当該同意を得たことを証する書類
 - ロ 当該同意を得るまでの過程、当該同意に付された条件がある場合には当該条件並びに法第九条第六項第二号に定める者が、当該同意を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき議会の議決すべきものとした場合には、当該同意に関する議会の議事及び議決を記載した書類
- 三十 法第九条第七項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置に関する次に掲げる書類
- イ 当該措置を講じたことを証する書類
 - ロ 当該措置として講じた措置の内容、経過及びその結果並びに区域整備計画に住民の意見を反映させた場合には当該意見の区域整備計画への反映に関する事項を記載した書類
- 三十一 法第九条第八項の議会の議決に関する次に掲げる書類
- イ 当該議決を得たことを証する書類
 - ロ 法第九条第八項の申請に関する議会の議事及び議決を記載した書類
- 三十二 第三十号に掲げるもののほか、特定複合観光施設区域の整備の推進に向けた地域の関係者の合意形成の促進が図られ、かつ、設置運営事業等の長期的かつ安定的な実施に不可欠な地域の関係者との良好な関係が構築されていることを明らかにする書類
- 三十三 法第十二条第一項に規定する協議会が組織されている場合には、次に掲げる事項を記載した書類
- イ 協議会の構成員
 - ロ 法第十二条第七項の規定に基づき協議会の運営に関し必要な事項を定めた場合には、当該事項
 - ハ 協議会の開催の実績
 - ニ 第二十八号ロに掲げるもののほか、協議会における協議の経過及びその結果
- 三十四 法第四十一条第二項第二号イ又はロに掲げる者のいずれにも該当しないこと及び法第六十条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 三十五 設置運営事業者等の役員が個人である場合における当該個人、設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が個人である場合における当該個人及び設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等である場合における当該法人等の役員（当該役員が個人である場合に限る。）に関する次に掲げる書類
- イ 法第四十一条第二項第二号イ（８）に掲げる者に該当しないことを確認するため特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を管轄する都道府県警察に対し照会をした結果を記載した書面
 - ロ 法第四十一条第二項第二号イ（８）に掲げる者に該当しないことを確認するために必要な調査を民間事業者に委託する場合には、当該調査の結果についての報告書
- 三十六 設置運営事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置を記載した書面

第十二条 省令第十二条第二項の国土交通大臣が告示で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第十六条第一項の同意を得たことを証する書類
- 二 前条各号に掲げる書類のうち法第十六条第一項前段の規定により届け出る事業計画に係る事業年度において実施すべき事項に関する書類